

4/28

平成22年4月27日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 瀧 石 和 三
 平成21年(ハ)第60号 不当利得返還請求事件
 口頭弁論終結日 平成22年3月23日

判 決

破産者 破産管財人
 原 告 藤 田 滋
 同 常 置 代 理 人 弁 護 士 深 水 麻 里

東京都千代田区大手町1丁目2番4号

被 告 プ ロ ミ ス 株 式 会 社

主 文

- 1 被告は原告に対し、金24万0754円及びこれに対する平成21年2月27日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- 3 この判決は、1項に限り仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

主文1項と同旨

第2 事案の概要

本件は、(以下 という。)が貸金業者である被告との間で継続的に金銭消費貸借取引を行い、利息制限法で定められた利率を超える利息を支払ってきたことにより、過払金が生じているとして、 原

告が、被告に対し、不当利得返還請求権に基づき、過払金元本24万0754円、及び、被告が悪意の受益者に当たるとして、民法704条に基づき、前記過払金元本に対する平成21年2月27日から支払済みまで民法所定の年5分の過払利息の各支払を求めた事案である（なお、当初 が本件訴えを提起したが、同人は平成21年 奈良地方裁判所において破産手続開始決定を受け、破産管財人に選任された原告が訴訟手続を受継した。）。

1 争いのない事実

と被告（貸金業の規制等に関する法律〔以下「貸金業法」という。〕2条2項の「貸金業者」である。）は、平成7年4月25日から平成21年2月26日までの間、別紙計算書の年月日、借入金額及び弁済額欄各記載のとおり、金銭消費貸借契約に基づく取引を行ってきた。

2 争点

- (1) 一連計算の可否
- (2) 過払金の時効消滅の成否
- (3) 一連計算が認められない場合の、既存の過払金等債権を自働債権とし、新たな借入金を受働債権とする相殺の可否
- (4) 過払利息発生の有無（悪意の受益者性）

3 争点に関する当事者の主張の要旨

- (1) 争点(1)（一連計算の可否）について

（原告の主張）

被告は、前記第2の1の取引が、平成7年4月25日から平成9年5月16日までの取引（以下「第1取引」という。）と、平成14年6月27日から平成21年2月26日までの取引（以下「第2取引」という。）とに分けられ、それぞれは別個の基本契約に基づくものであって、一連計算は認められないと主張するが、原告としては、本来取引の個数にかかわらず充当計算されるべきであること、仮に取引の個数を考慮するとしても、本件取引は、

事実上1個の連続した金銭消費貸借取引であり、一連計算を行うべきであると主張する。したがって、第1取引で発生した過払金及び過払利息を、第2取引における貸金債務に充当して計算することが認められる。

ア 違法状態是正のための充当計算

取引の一連性に関する最高裁判所の判例は、充当計算を認める根拠を当事者の合理的意思解釈、すなわち「弁済当時他の借入金債務が存在しないのであれば、既発生の過払金をその後に発生する新たな借入金債務に充当する合意」（過払金充当合意）に求めている。しかし、利息制限法違反の違法貸付であることを認識しながらあえて顧客から利益を収受してきた貸金業者に充当の合理的意思を観念するのは無理がある。そもそも、なぜこのような合理的意思の推認をしてまで充当を認めるかといえば、それは、利息制限法違反の違法行為による貸金業者の利益を保持させるべきではなく、違法状態を是正する必要があるからである。そうであれば、むしろ、端的に違法状態是正を目的に据え、取引の個数など考慮することなく充当計算を認めるべきである。

イ 事実上1個の取引であること

もっとも、仮に取引の個数を考慮するとしても、本件では事実上1個の取引であることを理由としても充当計算が認められるべきである。

仮に、被告主張のとおり第1取引と第2取引が別個の基本契約に基づくものであるとして、このような場合に充当計算が認められるかどうかについて、最高裁判所平成20年1月18日第二小法廷判決（民集62巻1号28頁、以下「平成20年最判」という。）が示した判断要素として、①第1の基本契約に基づく貸付け及び弁済が反復継続して行われた期間の長さやこれに基づく最終の弁済から第2の基本契約に基づく最初の貸付けまでの期間、②第1の基本契約についての契約書の返還の有無、③借入れ等に際し使用されるカードが発行されている場合にはその失効手続の有無、

④第1の基本契約に基づく最終の弁済から第2の基本契約が締結されるまでの間における貸主と借主との接触の状況、⑤第2の基本契約が締結されるに至る経緯、⑥第1と第2の各基本契約における利率等の契約条件の異同等を考慮して、第1の基本契約に基づく債務が完済されてもこれが終了せず、第1の基本契約に基づく取引と第2の基本契約に基づく取引とが事実上1個の連続した貸付取引であると評価することができるかどうかを挙げています。

これを本件についてみると、まず、①については、本件では第1取引の期間が約2年1か月、第2取引開始までの中断期間が約5年1か月あったものの、その後の第2取引が約6年8か月継続したこと、中断期間が消滅時効期間の10年に満たず、この場合に第1取引が終了したとするのは不当利得返還請求権の時効についてあえて短期消滅時効の制度が設けられなかった趣旨に反することを考慮すれば、取引の連続性が認められるべきである。②③について被告から立証はなく、契約書の返還、カードの失効手続とも認められない。④については に明確な記憶はない。⑤については第1取引と同じ被告の八木支店で第2取引を行っている。⑥については、数十万円を生活資金等として借り入れ、毎月数万円を弁済する一方、適宜カードで追加借入れも行うという基本形式は同じである。利率は第2取引の方が低くなっているが、過去に完済した優良顧客だったからだと推測される。

以上述べたところからすれば、本件取引は事実上1個の取引と評価すべきである。

(被告の主張)

前記第2の1の取引は、第1取引と第2取引で2つの別個の基本契約が締結されており、一連計算は認められない。

ア 各基本契約の内容

(7) 第1取引

当初借入限度額 50万円

最終約定利率 年29.2パーセント

会員番号 6156-13308

(i) 第2取引

当初借入限度額 50万円

当初約定利率 年25.55パーセント

会員番号 6156-22346

なお、上記会員番号は、管理支店番号4桁+顧客の通し番号5桁で構成されている。したがって、第1取引の顧客は店番6156の店舗における1万3308番目の会員であり、第2取引の顧客は同じ店番6156の店舗の2万2346番目の会員ということであり、両者が全くの別人として管理されていたことを示すものである。

イ 平成20年最判の判断要素のあてはめ

まず、①について、本件では、第1取引の約2年1か月間、必ず毎月1回以上の取引を欠かさなかったが、その終了とともに約5年1か月もの間取引を行わなかった事実こそが重視されるべきである。

②につき、被告は一般的には契約書の返還をしているし、③についてはカードが使用できないようコンピューター上の処理をしている。

④⑤に関連して、本件では前記のとおり第1取引と第2取引で会員番号が異なっている。会員番号の上4桁が支店番号、下5桁が顧客識別の番号であるから、第1及び第2取引で全く別人として管理されていたのである。

さらに、⑥につき、前記のとおり第1及び第2取引で利率が異なっている。

以上述べたところからすれば、本件で平成20年最判のいう、第1の基本契約に基づく取引により発生した過払金を新たな借入金債務に充当する

旨の合意の存在は認められず、充当計算は認められない。

(2) 争点(2) (過払金の時効消滅の成否) について

(被告の主張)

過払金についての不当利得返還請求権は、基本契約の取引終了日から10年が経過することにより時効消滅するところ、本件第1取引は平成9年5月16日に終了しており、本件訴え提起(平成21年7月1日)までの間に10年以上が経過している。よって、被告は、平成21年10月27日の第3回口頭弁論期日において陳述された被告第1準備書面(同年9月29日付け)において、第1取引に基づく過払金について消滅時効を援用する。

(原告の主張)

争う。

(3) 争点(3) (一連計算が認められない場合の、既存の過払金等債権を自働債権とし、新たな借入金を受働債権とする相殺の可否) について

(原告の主張)

仮に一連計算が認められず、第1取引に基づく過払金について消滅時効が完成しているとしても、原告は、第1取引から生じた過払金9万2076円及び平成14年6月27日時点の過払利息2万3548円の合計11万5624円を自働債権とし、第2取引開始時である同日の貸付金30万円を受働債権として、相殺の意思表示をする(民法508条)。

被告は、相殺の遡及効(民法506条1項)は、相殺の意思表示前に発生した弁済等の法律効果を覆すことができないから、相殺はできないなどと主張する。しかし、遡及効が制限されるのは、法的保護に値する第三者や当事者の期待権(法的利益)との間での利益調整の結果として制限すべき場合に限定される。代表的な判例である最高裁昭和54年7月10日判決(以下「昭和54年最判」という。)が、相殺適状は原則として相殺の意思表示がなされたときに現存するものであることを要するとしたのは、①相殺以前に

反対債権が弁済等により消滅していることに対して適法な期待権を有する者が存在するのが原則であること、②相殺適状が生じていれば相殺権者はそれを知っているのが通常であること、の2つの原則を前提としている。しかるに、本件のように、過払金返還請求権を自働債権とする場合に相殺の遡及効を制限するとすると、利息制限法違反の弁済を取得できるという違法な期待権を保護することになること、過払金の充当に関する最高裁平成15年7月18日判決が貸金業者につき民法136条ただし書の適用を排除した趣旨にも反すること、相殺権者である借主は通常相殺適状について認識しておらず早期の相殺の意思表示は事実上不可能であること、相殺の遡及効を認めないと、利息の点でも貸金債権と過払金返還請求権とで不均衡が生じることからすれば、この場合に、相殺の遡及効を制限すべきでない。

(被告の主張)

原告の相殺の主張については争う。

ア 相殺適状の要件として双方債権が弁済期にあることが必要であるところ、本件では、原告が主張する相殺適状時である第2取引開始時において、原告の自働債権である不当利得返還請求権については請求がないので履行期にない。受働債権については、リボルビング方式の契約により貸借が繰り返されることが予定されており、弁済期は債権者(被告)の利益(利息の発生)のためにも存在するのであり、債務者(原告)が一方的に期限の利益を放棄することは許されないことからすれば、受働債権についても弁済期にあったとはいえず、相殺適状は生じていない。

イ 原告は、民法508条による相殺を主張している。しかし、同条は、相殺適状時に対立する両債権が差引決済されたものとする当事者間の信頼を保護しようとするものであるところ、本件では、には不当利得返還請求権の存在についての認識がなかったから、保護されるべき期待権がないと考えられるし、第2取引の貸付債権はリボルビング契約に基づいて発生

したものであり、第2取引開始時に両債権が対立状態にあったとしても、そのことから当然に、差引決済されるとの信頼が当事者間に生じたものとはいえない。

ウ 加えて、相殺適状は、相殺の意思表示の際にも現存することを要するのであって、それ以前に一方の債権が弁済等により消滅していた場合には相殺は許されない（昭和54年最判）。本件では、第2取引の貸付債権はリボルビング方式の契約により発生したもので、同債権発生後、原被告間では貸付及び返済が繰り返され、取引残高は常に変動し、最終取引日に至って最終的に債権が確定するものであり、相殺適状になりうるとすればこの時点であるところ、第2取引終了時点では第1取引による過払金債権は既に時効により消滅していることからすると、第2取引終了時においても、原告の相殺の意思表示の際にも、相殺適状にはない。

(4) 争点(4)（過払利息発生の有無〔悪意の受益者性〕）について

（原告の主張）

被告は、貸企業の登録業者であり、利息制限法の法定金利を超える金利で貸付をしていることを知りながら利息の返済を受けていたものであり、悪意の受益者（民法704条）であって、過払金の発生時から5パーセントの過払利息が発生する。

（被告の主張）

否認する。

本件において、被告は、みなし弁済が成立するとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があったから、悪意の受益者には当たらない。

第3 争点についての判断

前記第2の1の事実によれば、本件では、貸金業者である被告が、利息制限法1条1項所定の制限を超える利息を受領していることが認められ、これを任意に

支払った者は、不当利得としてその返還を請求することができる（最高裁判所昭和43年11月13日大法廷判決・民集22巻12号2528頁，同裁判所昭和44年11月25日第三小法廷判決・民集23巻11号2137頁）。

1 争点(1)（一連計算の可否）について

(1) 基本契約の個数

本件では、と被告との間で、第2取引の開始日である平成14年6月27日、被告主張のとおり、借入限度額50万円、約定利率年25.55パーセントなどとし、の会員番号を「6156-22346」と定めた借入基本契約が締結されたことが認められる（乙2，3）。一方、それ以前の取引については契約書等の書証は提出されておらず、借入限度額、約定利率等の条件は証拠上明らかでないものの、被告作成の取引履歴（甲1）では、第1取引と第2取引で取引一覧表が別個に作成され、かつ、第1取引について会員番号が「6156-13308」と付されている。これらの事実及び弁論の全趣旨によれば、本件では、第1取引と第2取引について、別個の基本契約が締結されていたことが認められる。

(2) 一連計算の可否

前記第2の1の事実によれば、第1取引の最後の取引である平成9年5月16日の弁済により、9万2076円の過払金が発生している。そして、平成14年6月27日に第2取引が開始されているところ、原告は、前記過払金元本及びこれに対する同日までの過払利息2万3548円（これが発生することについては後述する。）を、第2取引の最初の30万円の借入金債務に充当して計算すべきことを主張している。

第1取引と第2取引があくまで別個の契約に基づくものである以上、このような弁済充当ができるのは、民法上、原則として、弁済者の充当指定（民法488条）がある場合である。この種の事案では弁済者の充当指定は考え難いので、それ以外に、第1取引により発生した過払金を新たな借入金債務

に充当する旨の合意が存在するなど特段の事情がない限り、第1取引に係る過払金は、第2取引に係る債務には充当されないと解するのが相当である。

そして、明示の充当合意が認められない場合であっても、当事者間の取引をめぐる事情を総合し、充当が問題となる時点、すなわち、新たな債務が発生した時点における当事者の合理的意思の解釈により充当合意が推認できるのであれば、弁済充当を認めることができる。本件のように複数の基本契約が存する場合においては、①第1の基本契約に基づく貸付け及び弁済が反復継続して行われた期間の長さやこれに基づく最終の弁済から第2の基本契約に基づく最初の貸付けまでの期間、②第1の基本契約についての契約書の返還の有無、③借入れ等に際し使用されるカードが発行されている場合にはその失効手続の有無、④第1の基本契約に基づく最終の弁済から第2の基本契約が締結されるまでの間における貸主と借主との接触の状況、⑤第2の基本契約が締結されるに至る経緯、⑥第1と第2の各基本契約における利率等の契約条件の異同等を考慮して、第1の基本契約に基づく債務が完済されてもこれが終了せず、第1の基本契約に基づく取引と第2の基本契約に基づく取引とが事実上1個の連続した貸付取引であると評価することができる場合には、前記のような充当合意が存在するものと解するのが相当である（前記平成20年最判）。

これを本件についてみると、まず、前記①については、本件第1取引が平成7年4月25日から平成9年5月16日までの約2年1か月弱にわたり継続したのに対し、同取引の最終の弁済から第2取引の最初の貸付（平成14年6月27日）までには、約5年1か月強の期間が経過している。このように、第1取引の期間と対比して、第2取引開始までには相当長期間にわたり取引の空白期間があることからすれば、第2取引開始の時点で、以前の第1取引での過払金等があればこれを第2取引の借入金債務に充当する旨の当事者間の合意の存在を推認するのは、困難であるといわざるを得ない。この点、

原告は、第2取引が約6年8か月継続したことをも考慮すべきと主張するが、この問題は、あくまで第2取引の開始時点における当事者の合理的意思解釈の問題であるから、その後の第2取引の期間の長さがこれに影響するとは考え難い。また、原告は、空白期間が10年の消滅時効期間（民法167条1項）よりも短いことをも考慮すべきと主張するが、このことが充当合意の有無に影響するとも思われない。

そして、本件では、前記②ないし⑥については証拠上必ずしも明らかでないところ、前記①の要素の検討において前記のとおり充当合意が否定される以上、本件においては、第1取引と第2取引が事実上1個の連続した貸付取引であると評価することはできず、第1取引での過払金等があればこれを第2取引の借入金債務に充当する旨の当事者間の合意は認められないというほかない。

なお、原告は、取引の個数等にかかわらず、利息制限法違反の違法状態を是正するための充当計算を認めるべきであると主張するが、利息制限法に反する利息の受領であることのみをもって、前記のような弁済充当に関する民法の原則を度外視してまで充当計算を認める根拠となるとは解されない。

(3) 小括

したがって、本件では、第1取引と第2取引を一連計算することはできないと解すべきである。原告の主張は、採用することができない。

2 争点(2) (過払金の時効消滅の成否) について

前記のとおり一連計算が認められない以上、第1取引により生じた過払金返還請求権の消滅時効は、特段の事情がない限り、当該取引が終了した時点から進行するものと解すべきである（最高裁判所平成21年1月22日第一小法廷判決・民集63巻1号247頁）。

本件では、第1取引は平成9年5月16日をもって終了しているところ、訴え提起の時点（平成21年7月1日）で既に10年の消滅時効期間が経過して

おり、被告の援用により、同取引により発生した原告の過払金及び過払利息の返還請求権は消滅している。

3 争点(3) (一連計算が認められない場合の、既存の過払金等債権を自働債権とし、新たな借入金を受働債権とする相殺の可否) について

原告による受継前の は、平成21年10月27日の第3回口頭弁論期日において、第1取引から生じた過払金9万2076円及び平成14年6月27日時点の過払利息2万3548円の合計11万5624円を自働債権とし、第2取引開始時である同日の貸付金30万円を受働債権として、相殺の意思表示をした。平成14年6月27日は第1取引から生じた過払金返還請求権の消滅(時効期間の経過前であり、もし同日の時点で相殺適状にあったのであれば、相殺は可能となる(民法508条)ことになる。

これに対し、被告は、前記のとおり相殺の主張を争っているところ、その理由は、①第2取引開始時点で双方の債権が履行期になかったから相殺適状になかった、②仮に相殺適状にあったとしても、民法508条の制度趣旨から考えて本件では同条は適用されない、③仮に同条の適用があるとしても、相殺適状は相殺の意思表示の際にも現存することを要するところ(昭和54年最判)、本件ではその後に受働債権の弁済と貸付が繰り返されて残債務額が変動しているのであるから、第2取引開始時点での相殺は許されない、というものである(と)考えられる。

(1) ①の点について

まず、自働債権である不当利得返還請求権は期限の定めのない債権であり、成立と同時に履行期にある(遅滞となる時期〔民法412条3項〕とは別問題である。)

次に、受働債権については、第2取引開始時には履行期になかったものと考えられるが(乙2)、債務者は期限の利益を放棄することができる以上、相殺は可能であると解すべきである。

この点、 による相殺の意思表示の時点では第2取引に基づく借入金債務は履行期にあったと考えられるところ、このように期限が到来した後に期限の利益を放棄することはできないとする見解も考えられる。確かに、通常期限の利益の放棄は期限到来前に行われるものであるが、だからといって、理論上それが許されないとまでは解されない。また、第2取引の基本契約に「期限前の弁済も可能である」旨の文言があるかどうかで決する立場（証拠〔甲3〕として提出されている大阪高裁平成18年7月13日判決は、これに立つものと思われる。）もありうるが、このような文言は、期限の利益を放棄して弁済することができるという当然のことを注意的に記載したものと解しうるのであり、かかる文言の有無によって相殺の可否が左右されるような解釈は相当でない。

なお、被告は、受働債権の履行期は被告の利益（利息の発生）のためにもあると主張しているが、この種の事案では、いったん弁済として受け取った金額を後に計算し直すことが当然に予定されているのであって、その意味で利息の発生に対する期待権はもともと制限されているともいえるし、被告は、第1取引で利息制限法の制限を超える利息を受領しつつ、本件では貸金業法43条1項のみなし弁済の主張をしていないのであって、少なくとも第1取引で生じた過払金及び過払利息の範囲では、第2取引により取得する利息に対する期待権を保護されるべき立場にはないというべきである。

(2) ②の点について

確かに、民法508条の制度趣旨が、相殺適状時に対立する両債権が差引決済されたものとする当事者間の信頼を保護しようとするものであることは被告主張のとおりであるが、そのような制度趣旨にもかかわらず、条文上、当事者が相殺適状時に両債権の存在を認識していたことや、当事者が差引決済されたものと認識していたことは、相殺の要件とされていない。解釈論としても、本件のような過払金債権に限らず、不当利得等当事者の意思によら

ず発生する債権については、債権が成立し履行期にあることを当事者が認識していないということは往々にしてありうることであり、そのような債権が相殺に供される場合に、仮に当事者の認識を遡及効の要件とした場合、相殺の効力発生時点が当事者の認識によって左右されることになり、その判定の困難さ（民法508条の場合、時効消滅した債権の発生をめぐる事跡は通常かなり昔のことであるから、立証は困難を伴う場合が多いと考えられる。）や法律関係の不安定は避けられない。

したがって、両債権の存在等についての当事者の実際の認識を問わず、客観的に相殺適状になった時点で消滅時効期間が経過していないのであれば、相殺は可能であると解すべきである。

(3) ③の点について

ア 確かに、昭和54年最判（最高裁判所昭和54年7月10日第三小法廷判決・民集33巻5号533頁）は、被上告人信用金庫Xが、訴外Aに対して相殺の意思表示をする前に、上告人Yが訴外Aが被上告人Xに対して有する債権を差し押さえ、転付命令を受けたうえで、被上告人Xが上告人Yに対して有する債権と相殺する旨の意思表示をした（相殺適状はXの相殺に関してが先）事案において、たとえ先に相殺適状にあったとしても、第三債務者Xが実際に相殺の意思表示をするまでは、転付債権者Yが転付命令で得た債権を自働債権としXに対して負担する債務を受働債権として相殺する権能が失われることはないとして、原判決（Yの請求を棄却した）を破棄し原審に差し戻したもので、同最判は、このような結論を導く説示の中で「相殺適状は、原則として、相殺の意思表示がされたときに現存することを要するのであるから、いったん相殺適状が生じていたとしても、相殺の意思表示がされる前に一方の債権が弁済、代物弁済、更改、相殺等の事由によって消滅していた場合には相殺は許されない（民法508条はその例外規定である。）と解するのが相当である。」と説示している。

イ しかしながら、上記最判は、そのように解する理論的な根拠を明らかにしていないところ、一方の債権が弁済等により消滅した後に相殺ができないと解すべき根拠は、以下のようなものであると考えられる。

(7) まず、当事者が相殺適状にあること（したがって相殺を行ういわば権利があること）を知りつつ、受働債権を弁済等により消滅させた場合は、相殺を行う権利の放棄があったと構成することができる。

(i) 一方、当事者が相殺適状にあること、特に反対債権の存在を知らずに弁済を行った場合（本件はこれに当たると考えられる。）は、権利放棄と構成することはできない。この場合は、もし後に相殺が許されるとすると、有効な弁済を信頼して受領した債権者の利益が不当に害されることになるので、信義則上、いったん有効な弁済によって消滅した債権を再び相殺の用に供することができなくなるものと解すべきである。

ウ そこで、本件で、信義則上被告を保護すべきといえるかが問題となるところ、先に述べたとおり、この種の事案では、いったん弁済として受け取った金額を後に計算し直すことが当然に予定されているのであって、その意味で「有効な弁済を信頼して受領したことの利益」はもともと制限されているともいえるし、被告は、第1取引で利息制限法の制限を超える利息を受領しつつ、本件では貸金業法43条1項のみなし弁済の主張をしていないのであって、少なくとも第1取引で生じた過払金及び過払利息の範囲では、第2取引で弁済を受けた利益を保護されるべき立場にはないというべきである。

したがって、本件では、第2取引において後に債務の弁済が行われていても、第2取引開始時点の最初の借入金債務を受働債権として相殺することが許されると解すべきである。

(4) 小括

以上のとおりであって、本件では、原告側主張のとおり相殺をすること

が認められる。よって、結論的には一連計算をしたのと同様の結果となる。

4 争点(4) (過払利息発生の有無〔悪意の受益者性〕) について

(1) 悪意の受益者性

不当利得を受けた者が悪意の受益者である場合には、その受けた利益に利息を付して返還しなければならない(民法704条前段)。そして、本件のように、貸金業者である被告が、利息制限法1条1項所定の制限を超える利息を受領したが、その受領につき貸金業法43条1項の適用がない場合には、貸金業者である被告において、同項の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特(特)段の事情があるときでない限り、民法704条の「悪意の受益者」であると推定される(最高裁判所平成19年7月13日第二小法廷判決・民集61巻5号1980頁)。

これを本件についてみると、被告は、貸金業法43条1項の適用があるとの主張を行っておらず、前記特(特)段の事情についても、被告の業務体制に関する一般的な主張にとどまり、本件取引に即した具体的な主張立証を行っていない。したがって、本件において、被告は民法704条の「悪意の受益者」であると推定される。

(2) 利息の発生時期

本件のように、金銭消費貸借契約の借主が利息制限法1条1項所定の制限を超えて利息の支払を継続し、その制限超過部分を元本に充当すると過払金が発生した場合において、貸主が悪意の受益者であるときは、貸主は、民法704条前段の規定に基づき、過払金発生の時から同条前段所定の利息を支払わなければならない(最高裁判所平成21年9月4日第二小法廷判決・裁判所時報1491号2頁)。

これを本件についてみると、過払利息の発生状況は同計算書中「過払利息」及び「過払利息残額」各欄に記載のとおりであると認められる。

5 結論

以上の説示をもとに、前記第2の1の取引について過払金及び過払利息の額を計算すると、別紙計算書のとおり、平成21年2月26日の第2取引終了時点での過払金元本が24万0754円となる。よって、原告は被告に対し、不当利得返還請求権に基づき過払金元本24万0754円、民法704条に基づき前記過払金元本に対する平成21年2月27日から支払済みまで民法所定の年5分の過払利息の支払を求めることができる。

したがって、本訴請求は理由があるから認容する。

宇陀簡易裁判所

裁判官 大 村 泰 平

これは正本である。

平成22年4月27日

宇陀簡易裁判所

裁判所書記官 瀧石 和

